

会 則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、「勝山中学校PTA」と称し、事務所を勝山中学校内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の親（保護者）と、本校に勤務する教職員によって構成する。

(活 動)

第4条 この会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 家庭と学校が緊密に連携をとり、会員が互いに理解を深めながら学校教育に協力し、家庭教育の振興に務める。
2. 家庭・学校・地域社会における生徒の生活環境の改善に努める。
3. その他、この会の目的達成に必要な活動をする。

第二章 機 関

(機 関)

第5条 この会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 企画運営委員会
3. 本部役員会（以下役員会といい、本部役員を役員という）

(総 会)

第6条

1. 総会はこの会の最高議決機関とする。
2. 定期総会は、年度の始・終の各1回、会長が招集する。
3. 総会の定足数は、全会員の3分の1（委任状を含む）とする。
4. 議長はその都度役員外から選出する。
5. 議決は多数決とする。ただし、可否同数のときは議長が決定する。
6. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集し、または、会員の10分の1以上の要求があるとき、これを30日以内に招集しなければならない。
7. 総会を開くには、5日以前に、議事の内容を明示して全会員に通知しなければならない。
8. 社会状況により集会での総会開催が困難と判断されるときには、書面にて議案の可否を問うことができる。

(企画運営委員会)

第7条

1. 企画運営委員会は、総会に次ぐ議決機関とし、必要な事項を審議決定する。
2. 企画運営委員会は、役員と各委員会の正・副委員長及び担当教職員で構成する。また、この会から他団体に派遣された役員（以下派遣役員という）は、必要に応じて企画運営委員会に出席する。
3. 企画運営委員会の任務は次の通りとする。
 - イ. この会の企画運営および各委員会の活動内容の交流調整。
 - ロ. 総会に提出する各事項の審議検討。
 - ハ. その他必要な事項の審議。

(役員会)

第8条

1. 役員は、会全体の円滑な運営を図り、企画運営委員会・総会に提案、審議を得る。
2. 急を要する場合は、役員会の議決により、会長がこれを執行することができる。ただし、次の企画運営委員会で承認を得なければならない。

第三章 役員・監査委員

(役員・監査委員)

第9条 この会に次の役員・監査委員を置く。

- | | | |
|---------|-----|-------------------|
| 1. 会 長 | 1 名 | (保護者) |
| 2. 副会長 | 2 名 | (保護者) |
| 3. 庶 務 | 4 名 | (保護者 3 名・教職員 1 名) |
| 4. 会 計 | 2 名 | (保護者 1 名・教職員 1 名) |
| 5. 監査委員 | 2 名 | (保護者 1 名・教職員 1 名) |

(役員・監査委員の任務)

第10条

- | | |
|---------|--|
| 1. 役 員 | 役員は、会則に従い、総会及び企画運営委員会の決議事項を誠実に執行しなければならない。 |
| 2. 会 長 | 会長は、この会を代表し、会務を統括する。 |
| 3. 副会長 | 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。 |
| 4. 庶 務 | 庶務は、この会の庶務事務を行う。 |
| 5. 会 計 | 会計は、この会の会計事務を行う。 |
| 6. 監査委員 | 監査委員は、この会の会計を監査する。 |

(役員・監査委員の任期)

第11条

1. 役員・監査委員の任期は1ヶ年とする。但し、再任は妨げない。
2. 転校等、役員に欠員ができた場合、指名委員会がこれを補充し、会員に公示する。
3. 補充選出の場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員・監査委員の選出)

第12条 役員・監査委員の選出は指名委員会の指名を受け、総会の承認を得て決定する。選出規定は、これを別に定める。

第四章 委員会及び委員の任務

(委員会)

第13条 この会の目的を円滑にすすめるため、次の委員会を置く。

1. 学級委員会
2. 広報委員会

(学級委員会)

第14条

1. 学級委員会は、各学級2名の学級委員と教職員選出の若干名をもって構成し、学年・学級間の連絡調整ならびに学校におけるPTA活動の中心となる。
2. 学級委員の互選により、正・副委員長を選出する。
3. 各学年の学級委員をもって各学年学級委員会を構成し、互選により、各学年長・副学年長を決定する。
4. 学級委員長招集により学級委員会を開き、必要な協議を行う。
正・副学級委員長、正・副学年長および教職員選出の委員をもって学年長会を開き、各学年間の連絡調整をはかる。
5. 学級委員は、当該学級のPTA活動に際し、自学級選出の広報委員および担任・担当教職員と協力して進める。

(広報委員会)

第15条

1. 広報委員会は、各学級より2名、教職員選出の委員若干名をもって構成し、この会の広報活動の中心となる。
2. 正・副広報委員長は、広報委員の互選により決定する。
3. 広報委員は、当該学級のPTA活動に際し、自学級選出の学級委員と共に協力しなければならない。

(委員会の開設又は閉鎖)

第16条 委員会の開設又は閉鎖については、総会もしくは企画運営委員会の議決による。

第五章 顧問

(顧問)

第17条 この会が効率的に運営されるため、顧問を置く。

1. 顧問は次の者とする。
イ. 学校長。

第六章 会計

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第19条

1. この会の経費は、会員の納入する会費をもって運営する。
2. 会費金額は、年度始めの総会出席者の3分の2以上の賛成を得て決定する。
3. 会費は1世帯を単位として、毎年度始めに一括徴収する。
4. 途中転入者の会費の徴収は次の通りとする。
イ 1日から15日付の転入は転入月からその年度末迄の月額計算額。
ロ 16日から月末日付の転入は翌月からその年度末迄の月額計算額。
5. 途中転出者の会費は、転出月の翌月からその年度末迄の月額計算額を返還する。

(会計報告)

第20条 この会の会計状況は、毎年監査委員の監査を経て、年度末の総会の承認を受けなければならない。

第七章 互助規定

(慶弔費)

第21条 慶弔費執行の対象は、会員及び生徒であることを原則とする。

1. 死亡の場合、5000円
祝い品・祝い金・見舞い品・見舞い金等は、必要に応じて役員会で協議・執行し、総会又は企画運営委員会の承認を得るものとする。
2. 以上に対する金品の返礼は、一切これをしてはならない。
学級・地区単位などにおいて、集金し、慶弔行為をしてはならない。

第八章 会則

(会則の改正)

第23条 この会の会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

〔附則〕

昭和24年7月8日乙中育友会会則・規約実施

昭和57年3月8日育友会をPTAに名称変更

昭和63年3月5日会則一部改正

平成3年3月2日 会則一部改正

平成4年2月29日会則一部改正

平成6年3月5日 規定一部改正

平成7年3月4日 規約一部改正

平成12年3月4日会則一部改正

平成13年5月26日会則一部改定

平成14年3月2日 会則一部改正

平成19年2月17日会則一部改正

平成24年2月18日会則一部改正

令和元年5月23日会則一部改正

令和2年2月25日会則一部改正

令和5年2月28日会則一部改正

役員選出規定

本部役員・監査委員（いずれも教職員選出役員を除く）の選出は、この規定の定めによらなければならない。

本部役員・監査委員の選出

- 第1条 1. 本部役員・監査委員は指名委員会の指名を受け総会の承認を得て決定される。
2. 役員に欠員が生じたときは、指名委員会がこれを補充し会員に公示する。

- 第2条 指名委員は、学級委員会の各学年1名（3名）、広報委員会より3名、本部役員1名と教職員（教頭）1名をもって構成し、委員長1名、副委員長1名を互選し、委員会は委員長が招集する。
ただし、本部役員と教職員（教頭）は委員長を兼ねてはならない。

- 第3条 指名委員会は、本部役員・監査委員の選出にあたり、次の任務を果たす。
1. 指名委員は、「本部役員等立候補届兼推薦書」を作成、配布し、その集計結果を参考にして、指名活動を行う。
 2. 指名委員は、総会の5日前までに、役種別に候補者の氏名、及びその生徒の学年・組を全会員に通知する。
 3. 指名委員は、本部役員・監査委員の候補者を指名し、総会において報告、承認された時点で任務を解かれる。
 4. 指名委員は、本部役員・監査委員には選出されない。

- 第4条 本部役員・監査委員に指名できる会員資格は、新年度会員であることとする。

- 第5条 本部役員・監査委員の選出は、他の委員選出より優先する。

- 第6条 この規定の改正は、「勝山中学校 PTA 会則」の第八章・第24条を適用する。

〔 附 則 〕

昭和57年3月8日より規定を施行する。

昭和63年3月5日規定一部改正

平成14年3月2日規定一部改正

平成19年2月17日規定一部改正

平成24年2月18日規定改正

令和5年2月28日規定一部改正

クラス委員選出の内規

1. 委員は、選出会に当日出席した会員の互選によって決め、当日欠席した会員も選出することができる。
2. 委員の任期は年度始めから年度末の 1 年間とする。ただし再選を妨げない。
3. 補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。
4. 特別支援学級に在籍生徒の保護者は、特別支援学級からのクラス委員選出（学級委員 1 名）とする。但し、学級委員 1 名選出後であれば他の委員の立候補を認める。また、各委員会の正副委員長選出の免除対象とする。
5. 本部役員をおこなった翌年より 5 年間は、本人の希望がない限りクラス委員になることを免除する。在学生在が 1 人以上の場合は、免除対象は本部役員の希望する生徒の学年とする。
6. 本部役員を行った者は各委員会の正副委員長選出の免除対象とする。
7. 向日市 P T A 連絡協議会の本部派遣役員をおこなった者は、本人の希望がない限り当該生徒が卒業までクラス委員を免除とする。
8. 学級委員（正委員長 1 名・副委員長 2 名）、広報委員（正委員長 1 名・副委員長 2 名）をおこなった者は翌年より 5 年間は、本人の希望がない限り各委員会の正副委員長選出の免除対象とする。

[附 則]

令和元年 5 月 24 日内規一部変更

令和 7 年 2 月 27 日内規一部改正

クラブサークル内規

1. 目的
P T A会員の相互親睦をはかると共に、趣味を楽しむことにより生涯学習を行う。
2. 構成
クラブサークルは、P T A会員で組織する。ただし、勝山中学校の卒業生保護者については、クラブサークル員として認める。
3. 費用
P T A会費より助成金として一定の金額を支出する。ただし、P T A会員5名未満のクラブサークルについては費用の支出はしない。
4. 提出書類
イ. クラブサークル員名簿
ロ. 活動計画書
ハ. 活動報告書
ニ. その他必要に応じて提出を求められたもの
5. 内規の変更
内規は総会の決議によらなければ変更できない。

[附 則]

平成14年3月2日内規一部変更

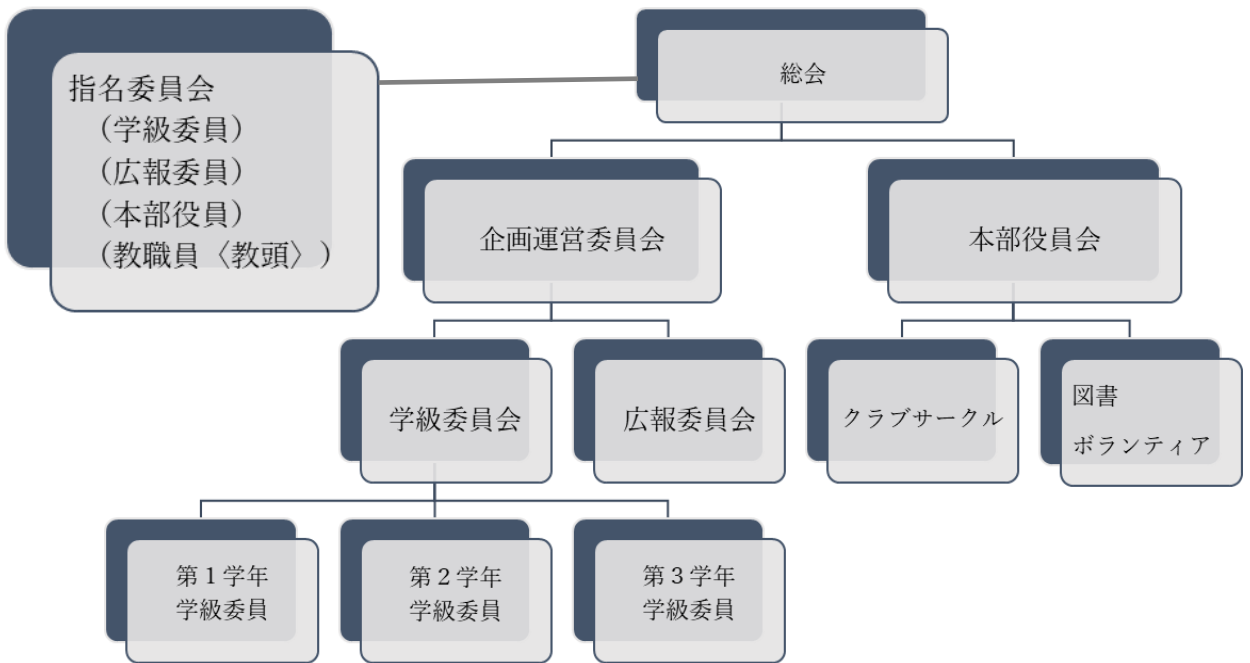
図書ボランティア内規

1. 目的
学校の図書室をできるだけ多くの時間、子ども達が利用できるよう
学校に協力する。
2. 構成
図書ボランティアは PTA 会員、学校支援ボランティアの有志で構成する。
3. 費用
PTA 会費より毎年度一定の金額を予算編成する。
4. 提出書類
イ、図書ボランティア名簿
ロ、活動計画書
ハ、活動報告書
ニ、その他必要に応じて提出を認められたもの
5. 内規の変更
内規は総会の決議によって変更できる。

〔 附 則 〕

平成 21 年 6 月 3 日より施行する

勝山中学校 P T A 組織図



向日市立勝山中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 向日市立勝山中学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報第三者(第11条第1号から第4号までの場合及び京都府、向日市を除く。)に提供したときは、次に掲げる項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号までの場合及び京都府、向日市を除く。)から個人情報の提供を受けるときは、次に掲げる項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「向日市立勝山中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

京都府PTA安全会が加入する保険について

本校PTAでは、京都府PTA安全会が加入する保険があります。

京都府PTA安全会は、PTAが主催、または共催する各種行事や会議等に参加活動中、偶然に生じた事故に対して補償する制度です。

*** 事故が発生した場合は、PTA本部へご連絡ください。**

(安全会への報告のため、事故の日から30日以内にお願いします)

～ 保険の種類（補償内容の詳細については、別紙参照） ～

【PTA団体傷害保険】

PTAが主催・学校と共催する行事に参加している間（通常の往復途上を含む）に、対象の方が急激かつ偶然な外来の事故でケガをされ、医師の診療を受けた場合に補償します。

補償の対象となる方

- PTA会員である保護者・教職員・児童・生徒
- PTA会員の同居親族（未就学児童・幼児や祖父母など）
- PTA会員の代理としてPTA行事に参加する方（ボランティアによるパトロール隊員など） *行事への参加が事前にPTAより認められている場合に限りです

【PTA賠償責任保険】

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAが法律上の損害賠償責任を負担する場合に補償します。

❖ 年間保険料は、PTA会費にて負担いたします。

なお、保険料および補償内容・保険金額は2022年（令和4年）4月現在のものです。年度によって変更になる場合もあることをご了承ください。